

鳴門教育大学研究者の行動規範

平成19年3月9日

学 長 裁 定

1 行動規範制定の趣旨

研究は、一定の目的・方法のもとに種々の事象を研究する認識活動であり、かけがえない知的財産でもある。また、真実の探求を積み重ね、新たな知や美を創造していく営みといえる。

鳴門教育大学は、自由な学問の府として、学術・文化の承継と発展に寄与し、真理を探究する批判的精神をもって、平和で健全な社会の建設に向けた創造的役割を担うことを教育・研究の理念・目標に掲げ、地域社会や世界の持続的発展に貢献することを目指している。

そのための知や美の創造の場としての研究を行う本学には、教育や研究が地域社会や世界に与える影響と責任を自ら厳正に律するための倫理規範が求められている。本行動規範は、本学の研究活動における公共性と倫理性を重視することを目的とし、本学の職員、学生など研究に携わる者の行動規範として策定した。

2 研究者の責任

研究者は、自ら生み出す専門知識や研究成果の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、地球環境の持続性及び文化の発展に貢献するという責任を有する。

3 研究者の行動

研究者は、自らの研究が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学・技術の分野においては、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。

4 自己の研鑽

研究者は自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学・技術の分野においては、科学・技術と社会・自然環境の関係等を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

5 説明及び公開

研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くよう努める。

6 研究活動

研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に照らして誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、改ざん、捏造、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

7 研究環境の整備

研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

8 法令の遵守及び不正使用の防止

研究者は、研究の実施、研究費の使用にあたっては、法令や関係規則並びに、公的研究費の使用に関するルールを遵守すると共に、研究計画から逸脱した目的（目的外）に使用してはならない。

9 研究対象などへの配慮

研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

10 他者との関係

研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

11 差別の排除

研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

12 利益相反

研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。